

薬物乱用防止啓発事業委託仕様書

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
(担当：檜谷、吉岡 電話：075-222-3430)

この仕様書は、京都市（以下、本市）が発注する以下の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務の名称

薬物乱用防止啓発事業

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 契約上限額

金2,254千円（税込）

4 事業目的

近年、大麻の検挙者が増加し、その半数以上は30歳未満で占められるなど、薬物乱用の低年齢化が進行している。

また市販薬を大量服用するオーバードーズも社会問題となっている。

薬物乱用の根絶に向け、特に若者に対し、薬物使用の危険性等を訴えかける動画等の作成及びSNSや集客施設での配信により効果的な啓発を行う。

5 委託内容

(1) 広告用動画の作成について

動画はSNS及び映画館等の集客施設等の広告に使用する事を前提とし、以下の点に留意して作成すること。

- ・ 作成する動画は2種類とし、「大麻」及び「市販薬のオーバードーズ」に関する薬物乱用防止について、主に啓発するものとする。
- ・ 「大麻」に関する薬物乱用防止啓発動画については、令和6年度に本市が作成した動画を活用すること。
- ・ 「市販薬のオーバードーズ」に関する薬物乱用防止啓発動画については、新規で作成すること。
- ・ 動画はSNS広告及びスクリーン広告等に適した再生時間及び解像度で作成

すること。

- ・ 広告対象は10歳代～30歳代の若年層で、実際に大麻等の違法薬物に対し興味を持っている者及びその可能性がある者に向けたものであること。
- ・ 映像の加工、音楽の付加等の作業を行い、動画完成までに複数回、内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 動画作成に使用する画像等は、基本的に本市の提供素材より作成をすることとするが、音楽素材や、独自で使用了素材等に関する著作権等の処理及び使用料等の費用は、受託者の負担とすること。

(2) SNS等における動画配信について

動画をSNS等で配信するにあたり、以下の点に留意すること。

- ・ 作成した動画をSNS等広告として配信すること。
- ・ 配信期間は令和7年8月1日から令和8年3月31日までとし、配信回数は延べ40万回以上とすること。
- ・ SNS等はYouTube広告、TikTok広告、Instagram広告又はそれに準ずるものとする。
- ・ YouTube広告、TikTok広告及びInstagram広告以外のSNSにおいて広告を行う場合、または広告を動画広告以外とする場合は、広告内容について本市と事前に協議を行うこと。
- ・ 本市の指定するURLをランディングページとして設定すること。
- ・ 広告配信は本市内の10歳代～30歳代の若年層を対象とするもので、年齢指定、キーワード等によるターゲティング設定をすることとし、その設定内容について、受託者が必要な助言を行い、本市が決定するものとする。
- ・ 動画の配信結果については、概ね3箇月毎の集計結果を1箇月以内に本市に報告すること。

(3) 集客施設等における動画配信について

動画を集客施設等で配信するにあたり、以下の点に留意すること。

- ・ 配信場所は複合商業施設のデジタルサイネージ、映画館のスクリーンをはじめとした京都市内の集客施設とし、広告配信の対象が10歳代～30歳代の若年層であることを前提に、受託者が必要な助言を行い、本市が決定するものとする。
- ・ 配信する動画及び期間については、事前に本市と協議をすること。

(4) その他独自の取組み

本事業について受託者の独自提案による取組みも可とする（より効果的と考え

られる媒体等)。その場合は、本市と協議のうえ、実施すること。

6 業務体制

本業務の遂行にあたっては、委託業務を統括する責任者を置き、本市との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、画像やデザイン、映像、音声などの映像コンテンツの制作及びインターネット動画配信にあたっての必要な知識と技能を有する従事担当者確保すること。

7 成果物

動画データ一式及び配信結果を本市に提出すること。

なお、動画データはMP形式等、SNSや本市ホームページへのアップロードに適した形の電子データとすること。

8 その他

本仕様について疑義があるときは、契約前に本市との間で十分に協議すること。

また、業務開始後に本仕様に定めのない事項又は疑義が生じた場合は本市と協議を行い、本市の指示に従うこと。

- (1) 貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、本市担当者の指示に従うこと。
- (2) 作業各工程において、必要に応じて本市が作成中データの確認及び修正指示を行うこと。
- (3) 成果物及び成果物において用いられる写真・イラスト等の著作権は、一部著作権が設定されているものを除き、本市に帰属する。成果物に係る著作権ほか一切の権利は本市が保有し、本市が当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (4) 業務の履行に伴い発生した受託者の責に帰する損害については、受託者が責任を負うこと。
- (5) 委託料は、業務履行後、受託者の適正な請求書の提出後、30日以内に支払うこととする。
- (6) 業務遂行にあたっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本市の指示に従うこと。
- (7) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (8) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。